

# 報 道 資 料

平成 28 年 6 月 14 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、橋本  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2388

## 奈良県情報公開審査会の第 182 号答申について

行政文書の全部開示決定に対する審査請求についての諮問第 216 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 6 月 10 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 警務部 警務課
- ◎ 対象行政文書：・奈良県職員に対する退職手当に関する条例（昭和 28 年 10 月 1 日奈良県条例第 40 号）  
・奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和 28 年 11 月 10 日奈良県規則第 60 号）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：全部開示決定
- ◎ **審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。**
- ◎ 判 断 理 由：
  - 行政文書の特定について

審査請求人は、本件開示請求により開示を求めているのは、身分上の行為としての退職勧奨を行う法的根拠が記載された行政文書であり、本件行政文書はこれとは異なるものであると主張している。

これに対し、諮問実施機関は、本件行政文書は本件開示請求に係る行政文書に該当し、これ以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しないと主張しているため、以下検討する。

本件開示請求の趣旨について、審査請求人は、意見書及び口頭意見陳述において、任命権者である実施機関が人事権に基づいて退職を懲遷する行為として退職勧奨を行う根拠が記載された行政文書の開示を求めるものであると主張している。

諮問実施機関は、勧奨退職については、例年、勧奨退職希望者の取扱い及び辞職願の取りまとめについて、警察本部長名による通達を発出し、本件行政文書に定める退職手当の支給基準を周知し勧奨退職希望者の取りまとめを行っているが、実施機関が人事権に基づいて退職を懲遷する行為として退職勧奨を行う根拠が記載された行政文書は作成又は取得していないと説明しており、当該根拠が記載された文書が存在すると推測させる特段の事情は認められない。

当該通達については、本件開示請求の時点においては既に廃棄処分されていたとのことであるが、審査請求人は、この点について、退職勧奨は身分上の行為であるから当該通達は 30 年間保存されるべきであると主張している。しかし、前述の諮問実施機関の説明のとおり、当該通達が、退職手当の支給基準を周知し勧奨退職希望者の取りまとめを行うという事務手続についての通達であれば、実施機関が定める保存期間の基準に基づき、事務処理上必要な 1 年未満の期間に廃棄されたとしても、事務処理上特段不自然とは言えない。

また、審査請求人は、本件行政文書は、身分上の行為に関する規定ではないため、開示を求めた文書とは異なるものであると主張している。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、退職手当条例第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に、「その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの」に対する退職手当の基本額が規定されており、退職手当規則第 3 条の 2 第 1 号及び第 3 条の 3 第 1 号にこの「規則で定めるもの」について「その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たもの」と規定されている。そして、同規則第 3 条の 4 においては「勧奨の要件」という見出しが付され、「第 3 条の 2 第 1 号又は前条第 1 号に規定する者に係る勧奨は、その事実について、次条及び第 3 条の 6 に規定する記録が作成されたものでなければならない。」と規定されており、勧奨の記録を作成すべき旨が定められている。

したがって、これらの規定は、退職の勧奨に応じて退職した者のうち一定の条件を満たす者に適用される処遇を定めたものであり、被勧奨者の範囲及び勧奨に係る条件についての規定であると解することができる。

本件開示請求に係る開示請求書の「請求する文書の名称等」欄には、「奈良県警察本部長が、辞職を承認するため、職員に対して行う「勧奨」の法的根拠、勧奨要件、被勧奨者の範囲、勧奨条件、勧奨の目的等が記載された文書」と記載されており、本件行政文書における当該規定は、前述のとおり被勧奨者の範

困及び勸奨に係る条件を定めたものであることから、本件開示請求に対応するものであると認められる。  
これらのことから、実施機関が、本件行政文書を本件開示請求に対応する文書として特定したことは、妥当性を欠くものとは言えない。  
以上を踏まえると、本件行政文書は本件開示請求に係る行政文書に該当し、これ以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成26年	5月	7日		
② 決定	平成26年	5月21日	付け	全部開示決定	
③ 審査請求	平成26年	5月27日			
④ 諮問	平成26年	6月	5日		
⑤ 経過	平成28年	3月11日		第193回審査会	審議
	平成28年	4月28日		第194回審査会	審議
	平成28年	5月26日		第195回審査会	審議